

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「、第3条の3、第3条の4（第2項を除く。）、第3条の5」を削り、同条第9号中「第53条第1項、第55条、第58条」を「第28条第1項、第30条、第33条、第34条」に、「及び第81条から第86条まで」を「、第81条から第84条まで及び第86条」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「（第13項を除く。）」を削り、「第53条第1項、第57条、第85条第1項」を「第28条第1項、第32条、第34条第1項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「（第13項を除く。）」を削り、「第53条第1項、第57条及び第85条第1項」を「第28条第1項、第32条及び第34条第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「第53条第1項、第57条、第58条、第80条及び第85条第1項から第4項まで」を「第28条第1項、第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで及び第80条」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「第53条第1項、第58条」を「第28条第1項、第33条、第34条第1項から第4項まで」に、「、第84条及び第85条第1項から第4項まで」を「及び第84条」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「第86条まで」を「第84条まで、第86条」に、「第53条第1項、第55条及び第58条」を「第28条第1項、第30条、第33条及び第34条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）附則第2条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「第52条まで、第53条第1項」を「第47条まで、第50条から第52条まで」に改め、「から第59条の2まで」を削り、「及び第12条」を「、第12条、第23条、第24条、第28条第1項及び第30条から第35条まで」に改め、同号を同条第5

号とし、同条中第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）（指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を除く。）

指定地域密着型サービス基準第19条から第27条まで、第28条第1項、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39及び第12条

- (4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第38条から第40条の10まで、第40条の11第1項から第4項まで、第40条の12から第40条の14まで及び第40条の15第1項並びに指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の8から第3条の11まで、第3条の14から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第24条（第3項第2号を除く。）、第25条及び第30条から第35条まで

第6条第9号中「第55条、第58条」を「第30条、第33条、第34条」に、「及び第81条から第86条まで」を「、第81条から第84条まで及び第86条」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「第57条、第85条第1項」を「第32条、第34条第1項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第57条及び第85条第1項」を「第32条及び第34条第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「第57条、第58条、第80条及び第85条第1項から第4項まで」を「第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで及び第80条」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「第58条」を「第33条、第34条第1項から第4項まで」に、「、第84条及び第85条第1項から第4項まで」を「及び第84条」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「第86条まで」

を「第84条まで、第86条」に、「第55条及び第58条」を「第30条、第33条及び第34条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「第48条」を「第50条」に改め、「から第59条の2まで」を削り、「及び第12条」を「、第12条、第23条、第24条及び第30条から第35条まで」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第23条から第27条まで、第29条から第35条まで、第36条第1項及び第37条

(4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第40条の5から第40条の10まで、第40条の12から第40条の14まで、第40条の15第1項及び第40条の16第7条中第9号を第11号とし、第3号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第36条第2項各号に掲げる記録

(4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第40条の15第2項各号に掲げる記録

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例（抄）

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第3条の2、第3条の3、第3条の4（第2項を除く。）、第3条の5から第3条の27まで、第3条の28第1項及び第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41及び第3条の42並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第2条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項

(2) 省 略

(3) 指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）（指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を除く。） 指定地域密着型サービス基準第19条から第27条まで、第28条第1項、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39及び第12条

(4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第38条から第40条の10まで、第40条の11第1項から第4項まで、第40条の12から第40条の14まで及び第40条の15第1項並びに指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の8から第3条の11まで、第3条の14から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第24条（第3項第2号を除く。）、第25条及び

### 第30条から第35条まで

- (3) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応  
(5)

型通所介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第41条から**第47条まで、第50条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第59条の2まで**及び第60条第1項並びに附則第2条並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39**及び**第12条、**第23条、第24条、第28**

### 条第1項及び第30条から第35条まで

- (4) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多  
(6)

機能型居宅介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第62条から**第84条まで、第86条まで**及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、**第53条第1項、第55条及び第28条 第30条、第**

### 第58条

**33条及び第34条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部**

### を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）附則第2条

- (5) 指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症  
(7)

対応型共同生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第89条から第106条まで及び第107条第1項並びに附則第8条並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38、第3条の39、**第53条第1項、第58条**、第80条、第82条の2、**第4条 第33条、第34条第1項から第4項まで** **及び**

**及び第85条第1項から第4項まで**

- (6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規  
(8)

定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第109条から第114条まで、第116条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域

密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第53条第1項、第57条、第58条、第80条及び第85条第1項か  
**第28条 第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで及び**  
ら第4項まで

**(7)** 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第130条第

1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）指定地域密着型サービス基準第130条、第131条（第13項を除く。）、第132条（第1項第1号イを除く。）、第133条から第155条まで及び第156条第1項並びに附則第14条から第16条まで並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第53条第1項、第57条及び第85条第1項から第4項まで並び  
**第28条 第32条 第34条**

に平成27年改正省令附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第131条第13項

**(8)** 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉

施設に係るものに限る。）指定地域密着型サービス基準第131条（第13項を除く。）及び第158条から第168条まで並びに附則第16条並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第53条第1項、  
**第28条**

第57条、第85条第1項から第4項まで、第133条から第135条まで、第138条、第141条、第143  
**第32条、第34条**

条から第147条まで、第151条から第155条まで及び第156条第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第131条第13項

**(9)** 指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看

護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）指定地域密着型サービス基準第170条から

第180条まで及び第181条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第53条第1項、第55条、第28条、第30条、

第58条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条及び第81条、第33条、第34条、

から第84条まで及び第86条まで

(管理者の責務)

第6条 指定地域密着型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1)－(2) 省 略

(3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第23条から第27条まで、第29条から第35条まで、第36条第1項及び第37条

(4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第40条の5から第40条の10まで、第40条の12から第40条の14まで、第40条の15第1項及び第40条の16

(3) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第48条から第52条まで、第54条か  
(5) 第50条

ら第59条の2まで及び第60条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39及

び第12条、第23条、第24条及び第30条から第35条まで

(4) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第68条から第84条まで、第86条  
(6)

まで及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第55条及び第58条  
第30条、第33条及び第34条

(5) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第94条から第106条まで及び  
(7)

第107条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型

サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、  
第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38、第3条の39、第58条  
**第33条、第34条第1**

、第80条、第82条の2、第84条及び第85条第1項から第4項まで  
**項から第4項まで** **及び**

(6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第113条、第114条、  
(8)

第116条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条にお  
いて準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、  
第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第57条、第58条、  
**第32条、第33条、第34条第1項か**

第80条及び第85条第1項から第4項まで  
**ら第4項まで及び**

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉  
(9)

施設に係るものを除く。） 指定地域密着型サービス基準第133条から第155条まで及び第156  
条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービ  
ス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条  
の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第57条及び第85条第1項から第4項まで  
**第32条 第34条**

(8) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉  
(10)

施設に係るものに限る。） 指定地域密着型サービス基準第161条から第168条まで並びに指定  
地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、  
第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、  
第3条の36、第3条の39、第57条、第85条第1項から第4項まで、第133条から第135条まで、  
**第32条、第34条**

第138条、第141条、第143条から第147条まで、第151条から第155条まで及び第156条第1項

(9) 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第176条から第180条まで  
(11)

及び第181条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密  
着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第  
3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第55条、第58条、第68条か  
**第30条、第33条、第34条**

ら第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条及び第81条から**第84条まで及び**第86条



まで

(記録の整備)

第7条 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)－(2) 省 略

**(3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第36条第2項各号に掲げる記録**

**(4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第40条の15第2項各号に掲げる記録**

(3)－(9) 省 略

**(5) (11)**